

令和6年度 大田圏域健康づくり活動表彰事業実施要項

1. 県表彰（知事賞・県会長賞）

（1）推薦団体の決定

①大田圏域健康長寿しまね推進会議事務局（県央保健所）は、候補先一覧を作成し、関係機関等へ推薦書の作成及び提出を依頼する。

※候補先一覧：健康づくりグループの登録名簿から過去の活動年数・表彰実績等を満たす団体を抜粋したもの

②提出された推薦書が複数ある時は、市町の意見を聴取したうえで、審査会にて推薦順位を決定し、県への推薦手続きを行う。

※審査会…大田圏域健康長寿しまね推進会議の会長、副会長、部会長及び副部会長で構成する

2. 圏域表彰（圏域健康長寿しまね推進会議会長賞、継続賞、奨励賞）

ア 地域部門（地域における健康づくりグループ）

様式3-1の「健康づくり活動表彰事業推薦書・申請書（圏域表彰・地域部門）」を提出されたグループについて、以下の基準を満たしていれば、趣旨の異なった活動でない限り全て表彰する。

※自薦・他薦を問わない。

- 1) 圏域健康長寿しまね推進会議会長賞
活動を10年継続して実践していること。
- 2) 継続賞
活動を5年継続して実践していること。
- 3) 奨励賞
活動を3年継続して実践していること。

イ 職域部門（従業員全員を対象に健康づくりを実施している事業所・企業）

様式3-2の「健康づくり活動表彰事業推薦書・申請書（圏域表彰・職域部門）」を提出された事業所等について、以下の基準を満たしていれば、趣旨の異なった活動でない限り全て表彰する。

※自薦・他薦を問わない

- 1) 圏域健康長寿しまね推進会議会長賞
活動を5年継続して実践していること。
しまね☆まめなカンパニーへの登録が必要。

3. 推薦書・申請書の提出先及び提出期限

大田圏域健康長寿しまね推進会議 事務局

〒694-0041 大田市長久町長久ハ7-1 県央保健所健康増進課内

推薦期限：令和6年5月31日（金）

※書類提出は6月末までの受付とする。

4. 表彰及び広報

① 県表彰

県知事賞の表彰は島根県知事が行う。知事賞授賞式に出席できなかった団体及び県会長賞受賞団体は、大田圏域健康長寿しまね推進会議において伝達表彰を行う。表彰状授与については、圏域表彰と同様に行う。

② 圏域表彰

大田圏域健康長寿しまね推進会議において表彰式を行う。感染症対策その他の事由により表彰式を行わない場合は、手交または郵送により表彰状を授与する。

③ 広報

受賞団体について、大田圏域健康長寿しまね推進会議の情報誌やホームページ等を通して活動を紹介する。

5. 地域の健康づくりグループの状況把握

申請されたグループには、圏域会議の情報誌等健康づくり情報を提供する。併せて、情報誌を送付する際に、グループの代表者の変更や活動の変更・中止等について情報提供を依頼する。